

地方消費税率の引上げ分に係る用途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度東庄町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 291,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 547,781 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		
① 社会福祉 (障がい者、障害児等)	724,558	504,607	12,887	207,064	109,999
② 社会保障 (国保、介護保険等)	378,873	58,198	0	320,675	170,354
③ 保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	71,592	11,550	40,000	20,042	10,647
歳出合計	1,175,023	574,355	52,887	547,781	291,000

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分